

奈良県教育委員会訓令第一号

教育委員会事務局

奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程（昭和五十三年七月奈良県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 花山院 弘 匡

第二条第一項第四号中「第二十三号から第二十六号」を「第二十二号から第二十五号」に改め、同条第二項中「第二十六号」を「第二十五号」に改める。